

職業人材紹介事業の手数料について

以下に掲載の手数料は、職業安定法第32条第一項第2号の規定による「有料職業人材紹介事業者の届出制手数料」に従い、有料職業人材紹介事業の許可申請の際に厚生労働大臣および東京労働局に対して届けられたものです。

弊社が有料職業人材紹介サービスを提供させていただきましたときは、次の手数料を申し受けます。

1 求職受付手数料

求職（取扱職業のうち芸能家、家政婦（夫）配せん人、調理士、モデル、マネキンの場合のみ）の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求職の受付1件につき 690円（消費税相当分を含む）

但し、同一の求職者に関わる求職の申込の受理が1ヶ月に3件を超える場合は1ヶ月につき3件分に相当する額を限度とします。

2. 手数料表（サーチ型職業人材紹介）

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	0円 手数料負担者は、求人者とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の35% ただし、1年間を超えない有期雇用契約の場合、契約期間総賃金の30% 手数料負担者は、求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の10% 手数料負担者は、求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 500,000円 活動一日当たり 20,000円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後一年間で支払われた賃金の35% 手数料負担者は、求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の0% 手数料負担者は、求職者とします。

- ・上記手数料には消費税が含まれておりません。
- ・手数料の返戻金規定につきましては求人事業者様の社内規定に従い対応させていただきます。
- ・上記記載の手数料を上限として個別ご相談内容により調整する場合がございます。